

令和2年9月市議会定例会 総務委員会資料

第122号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

《目次》	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 附属機関の概要	1
4 施行日	2
5 新旧対照表	3
【参考】	
1 地方自治法(抜粋)	3
2 長崎市もみじ谷葬斎場の概要	4~6

市民生活部

令和2年9月



長崎市附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり附属機関を設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの

2 改正内容

(1) 附属機関の設置

名 称	担 任 事 務
長崎市火葬場整備計画審議会	長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項の調査審議に関すること。

3 附属機関の概要

(1) 名 称

長崎市火葬場整備計画審議会

(2) 設置目的

昭和53年12月の全面建替えから41年経過している「長崎市もみじ谷葬斎場」を建て替えたいが、その基本構想・基本計画を策定するに当たって、新しい火葬場として必要な規模や機能、設備等を多角的な見地から検討を進めるため設置するもの

(3) 設置時期

令和3年1月1日

(4) 審議内容

長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する基本構想・基本計画の策定に当たっての新しい火葬場として必要な規模や機能、設備等の検討

(5) 開催予定回数

8回（基本構想 4回、基本計画 4回）

(6) 委員構成

10名以内（学識経験者、葬祭事業者、公募委員など）

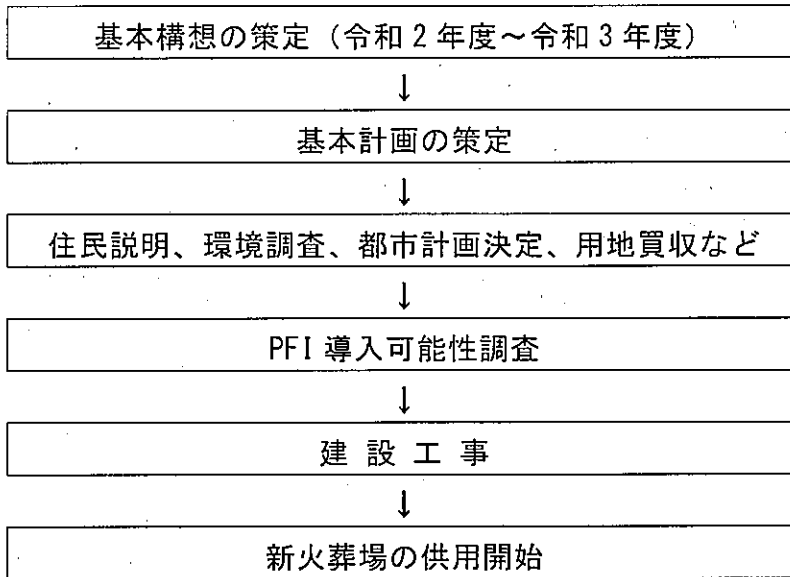
(7) 報酬

会長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

(8) 基本構想策定までのスケジュール（予定）

ア 審議会開催	令和3年1月～8月
イ パブリックコメント	令和3年7月
ウ 庁内意思決定	令和3年12月
エ 市議会への中間報告	令和3年6月定例会
オ 市議会への報告	令和4年2月定例会

(9) 新火葬場建設までの全体スケジュール（予定）



4 施行日 令和3年1月1日

5 新旧対照表

現行			改正後（案）		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで（略）			第1条から第3条まで（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市観光・MICE振興審議会	本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に關すること。		長崎市観光・MICE振興審議会	本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に關すること。
	長崎市火葬場整備計画審議会	長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項の調査審議に關すること。		長崎市火葬場整備計画審議会	長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項の調査審議に關すること。
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係） （略）			別表第2（第2条関係） （略）		

【参考】

1 地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 長崎市もみじ谷葬斎場の概要

名称	長崎市もみじ谷葬斎場
所在地	長崎市淵町 26 番 6 号
開設	大正 10 年 4 月（市営火葬場） 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月全面建替え 昭和 56 年 4 月「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修
土地面積	4,163.76 m ²
建物面積	鉄筋コンクリート造平屋建て（一部 2 階建て）762.79 m ² 延床面積 1,318.39 m ²
建設費総額	428,245 千円
火葬炉	12 基（本炉 11 基（台車式）・小型炉 1 基）
使用燃料	白灯油（1 体当たり約 70 リットル使用）
火葬時間	1 体当たり約 1 時間 30 分
施設概要	待合室 8 室（うち 3 室は間仕切りで 2 室に区分） 収容 280 人 拾骨室 1 室（間仕切りで 2 室に区分） 駐車場（バス 4 台、自家用車 96 台、障害者用 1 台）
火葬件数	令和元年度（平成 31 年度）5,849 件 【内訳】 域内（長崎市 5,053 件、長与町・時津町 636 件）、域外（市外 160 件）

もみじ谷葬斎場 配置図



5

駐車場

駐車場

葬斎場

待合室

旧管理人室

擁壁




河川

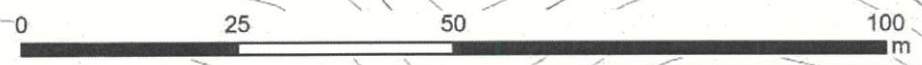
擁壁

道路

道路

(凡例)

- もみじ谷葬斎場敷地 
- 擁壁 
- 河川 



もみじ谷葬斎場諸室配置図

1階

2階

9

